

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

平成 23 年度における保険料について

<平成 23 年度保険料の算定は、平成 22 年度と変わりありません。>

年間の保険料 (注1)	=	被保険者均等割額 被保険者 1 人あたり 49,036 円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 (注2) × 所得割率 9.34%
----------------	---	-------------------------------------	---	---

(注1) 年間保険料の限度額は 50 万円です。

(注2) 所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は前年の総所得金額および山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額 33 万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

平成 23 年 2 月に保険料を特別徴収でお納めいただいた場合

4・6・8 月の年金受給時に、2 月にお納めいただいた同じ金額を、仮徴収額としてお納めいただきます。この場合、保険料額の通知はありません。

保険料の軽減について

○被保険者均等割額の軽減、○所得割額の軽減、○会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減があります。詳しくはお問い合わせください。

平成 22 年度が普通徴収で、4・6・8 月から新たに特別徴収(年金天引き)の対象となる方

平成 22 年度の保険料額をもとに 4・6・8 月の特別徴収額を決定します。その場合、事前に保険料仮徴収額の通知書をお送りします。

口座振替や金融機関など窓口で納めていただく方(普通徴収)

7 月に前年中所得などにより算定した年料額を決定し、平成 23 年度分保険料は 7 月から納めていただきます。

平成 23 年度の健康診査・人間ドック費用の助成について

<健康診査について>

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方々に、「健康診査受診券」を 4 月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに 75 歳になられる方には、誕生月の翌月当初に順次お送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関などにおいて、受診券に記載された有効期限まで無料(年度中に 1 回)で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関等にご予約の上、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

<人間ドック費用の一部助成について>

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の方々に、健康診査ではなく人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しております。費用の助成を受けるには、市区町村の担当窓口に必要な書類をお持ちいただき、申請する必要があります。なお、助成を受けられるのは年度中(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで) 1 回で、26,000 円を上限として費用の一部を助成します。

★ 一部助成の対象となる人間ドック ★

各種計測・血液検査・胸部 X 線・上部消化管 X 線・腹部エコー・心電図などを含む基本検査です。脳ドック、基本検査を含まないドックのみを受診された場合は助成の対象となりません。

【人間ドック助成の申請に必要なもの】

- ① 人間ドックの領収書(原本) ② 人間ドック検査結果通知書など
- ③ 被保険者証 ④ 印かん ⑤ 口座情報がわかるもの

問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合

- ◆ 保険料について 06-4790-2028(資格給付課)
- ◆ 健康診査・人間ドックについて 06-4790-2031(給付課)
- ◆ 羽曳野市役所 保険年金課 958-1111 内線 1760、1340

羽曳野市にお住まいの 65 歳以上の方へ(要支援・要介護認定を受けている方は除く)

生活機能評価(介護予防健診)のお知らせ

生活機能評価は、元気な生活を維持するための心身の能力をチェックするための健診です。各医療保険者が実施する特定健診・後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査・健康サポート健診と同時に受診できます。

対象者：羽曳野市にお住まいの 65 歳以上の方(要支援・要介護認定を受けている方は除きます)

受診期間：平成 24 年 3 月 31 日まで ※特定健診等の受診券が届きしだい受診できます。

健診内容：基本チェックリスト(25 項目の問診)・血液検査・心電図検査など

持参するもの：介護保険証(オレンジ色)

受診できる医療機関：羽曳野市・藤井寺市の健診実施医療機関(左ページの実施機関表をご参照ください)

問合せ：高年介護課地域包括支援室自立支援担当(内線 1391)